証券コード2376
平成28年６月６日

株　主　各　位

大阪市中央区瓦屋町３丁目６番13号
株式会社サイネックス
代表取締役社長　村　田　吉　優

第51回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第51回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月28日（火曜日）午後５時45分までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成28年６月29日（水曜日）午前10時

２．場　　所　三重県松阪市駅部田町101番地　当社製作本部会議室

（本店所在地とは異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。）

３．目的事項

報告事項

１．第51期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件

２．会計監査人および監査役会の第51期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

第７号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎　事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（ http://www.scinex.co.jp/ ）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度において当社グループは、地方創生の一翼を担う「社会貢献型企業」を目指して、地域社会への貢献という経営理念実現のため、行政情報誌『わが街事典』の発行を中心とする官民協働事業、ふるさと納税制度の一括業務代行事業、ｅコマースによる地域特産品の販売事業などに取り組み、地方自治体、地域の事業者のプロモーションを支援し、ソリューションを提供してまいりました。また、平成27年10月に郵便発送代行事業を営む株式会社エルネットを完全子会社化いたしました。

その結果、当連結会計年度の売上高は、対前期比10.2％増の119億９百万円、利益面におきましては、営業強化に向けての人件費の増加や上場市場変更関連費用の計上もあり、営業利益が対前期比3.6％減の６億56百万円、経常利益が対前期比18.4％減の６億45百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、対前期比14.0％減の３億98百万円となりました。

また、個別決算の業績につきましては、売上高が対前期比1.5％増の89億95百万円、営業利益が対前期比12.5％減の６億13百万円、経常利益が対前期比22.3％減の６億３百万円、当期純利益が対前期比18.4％減の３億67百万円となりました。

セグメント別の状況（注）は次のとおりであります。

（注）平成27年10月１日に、郵便発送代行事業を営む株式会社エルネットを連結子会社化いたしましたので、新たに「その他の事業」を設けております。

イ．メディア事業

当社および連結子会社株式会社サイネックス・ネットワークにおけるメディア事業の外部顧客に対する売上高は、対前期比0.9％減の107億10百万円となりました。メディア事業を構成するプリントメディア事業とＩＴメディア事業の状況は次のとおりであります。

プリントメディア事業

プリントメディア事業におきましては、官民協働発行による行政情報誌『わが街事典』は、発行地区の拡大、再版の発行に取り組み、兵庫県伊丹市や三重県伊賀市など新たに発行するとともに、大津市や徳島市など再版を発行し、当連結会計年度において171の市区町村と共同発行いたしました。また、子育てガイドや健康情報誌等のジャンル別行政情報誌の発行も拡大いたしました。

50音別電話帳『テレパル５０』は、引き続き積極的な広告販売活動に努めました。これらの結果、外部顧客に対する売上高は対前期比0.8%増の75億28百万円となりました。

ＩＴメディア事業

ＩＴメディア事業におきましては、ふるさと納税制度の一括業務代行に関する協定は、当連結会計年度において43の市や町と締結いたしました。連結子会社株式会社サイネックス・ネットワークの『食彩ネット』や『わが街とくさんネット』等の物販事業は、新規顧客やリピーターの拡大もあり順調に推移いたしました。また、平成27年11月、地域の健康増進情報サイト『わが街ヘルスケア』をオープンいたしました。これらの結果、外部顧客に対する売上高は対前期比4.5%減の31億82百万円となりました。

ロ．その他の事業

平成27年10月に連結子会社化した株式会社エルネットにおける郵便発送代行事業は、代理店を中心にＤＭ発送の堅調な受注もあり、外部顧客に対する売上高は11億98百万円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の状況は、主に製作本部におきまして、新たに製本のシステムラインを導入し、作業工程の効率化をはかったほか、印刷機１台をＡ全判８色両面兼用印刷機ＬＥＤ－ＵＶに更新し、生産能力の向上と製品の品質向上をはかりました。

ソフトウェア開発につきましては、販売管理システムを中心とする基幹システムの開発、更新を引き続きおこない、処理の高度化への対応をはかりました。

そのほか、設備の更新などを含めた当連結会計年度の設備投資総額は、３億76百万円となりました。

上記の設備投資につきましては、自己資金で賄っております。

③　資金調達の状況

当連結会計年度において、募集株式の発行および社債発行等の資金調達はおこなっておりません。

(2) 直前３事業年度の財産および損益の状況

区　　分	第48期 平成25年３月期	第49期 平成26年３月期	第50期 平成27年３月期	第51期 平成28年３月期 (当連結会計年度)
売上高（百万円）	9,808	10,016	10,803	11,909
経常利益（百万円）	602	731	791	645
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	401	437	463	398
１株当たり当期純利益	72円64銭	79円06銭	83円77銭	74円03銭
総資産（百万円）	8,017	8,583	8,940	8,950
純資産（百万円）	4,231	4,546	4,984	4,960

（注）１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除）に基づき算出しております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社サイネックス・ネットワーク	50,000千円	100.0%	電話帳等当社発行物の配布業務 インターネットを利用した食材、特産品、旅行商品等の販売業務
株式会社エルネット（注）	10,000千円	100.0%	郵便発送代行事業

（注）平成27年10月１日に株式会社エルネットの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、地方財政の逼迫に対応すべく、行政と民間企業による提携、すなわち、パブリック・プライベート・パートナーシップの理念に則り民間活力を導入し、公共の領域での新たな事業創造を推進し、地域社会の発展を担う「社会貢献型企業」を目指して、官民協働で地域再生支援に取り組んでまいります。

さらに、官民協働による取り組みは、互いの持つ知恵や能力、経験により、新しい付加価値を創造する地域イノベーションが期待されます。その考え方に基づいて、地域情報の発信、特産品の販売や観光客の呼び込み、ふるさと納税活性化支援など、地域を活性化するような事業に取り組んでまいります。

官民協働事業を当社グループの中核事業と位置付け、行政との連携を強化し、地域社会活性化への寄与により、地方創生の一翼を担う「社会貢献型企業」を目指してまいります。

あわせて、一層の原価低減、経費削減などにも取り組み、継続的に利益を確保する体制の構築に努めるとともに、コンプライアンスの徹底を経営上の最重要課題と位置付け、さらなる充実をはかってまいります。

セグメント別の対処すべき課題は次のとおりであります。

①メディア事業

プリントメディア事業

プリントメディア事業におきましては、行政情報誌『わが街事典』は、引き続き全都道府県の政令指定都市から町村まで『わが街事典』の発行を提案し、発行エリアおよび顧客層の拡大をはかります。また、地域を活性化するわが街再発見といったコンテンツの充実や多言語化をはかるとともに、子育てや福祉、ゴミ分別などのジャンル別行政情報誌の発行も拡大してまいります。行政情報誌の電子書籍化も進め、ウェブとのメディアミックスにより、利便性の向上をはかってまいります。さらに、『わが街ふるさと納税』や『わが街とくさんネット』等と連携し、ワンストップで地方自治体のトータルプロモーションを提案してまいります。

50音別電話帳『テレパル５０』につきましては、引き続き行政情報や特集企画記事の掲載の拡充により、付加価値を高めてまいります。

ＩＴメディア事業

ＩＴメディア事業におきましては、全国のふるさと納税制度の情報を発信するサイト『わが街ふるさと納税』により、ふるさと納税制度の利用促進を支援するとともに、地方自治体に対し、『わが街事典』で築いたパートナーシップに基づき、ふるさと納税制度の一括業務代行の提案を、引き続きおこなってまいります。

また、地方自治体の子育てや高齢者生活支援、防災情報などの発信に関し、ウェブを活用した提案にも取り組んでまいります。

連結子会社株式会社サイネックス・ネットワークにおきましては、平成27年11月より健康寿命延伸支援事業として開始いたしました『わが街ヘルスケア』の健康情報の提供、健康支援商品の充実をはかるとともに、旅行商品や物品販売サイトの取扱い品目の拡大も進めてまいります。

②その他の事業

その他の事業における連結子会社株式会社エルネットの郵便発送代行事業におきましては、既存の有力代理店への営業サポートにより、取扱い通数の拡大をはかるとともに、当社グループの営業ネットワークの活用により新規顧客を開拓してまいります。

当社グループは、地域社会への貢献という経営理念の実現のため、地方自治体との官民協働事業を拡大し、地方創生の一翼を担う「社会貢献型企業」を目指してまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

当社グループは、50音別電話帳『テレパル５０』や行政情報誌『わが街事典』の発行、インターネット上における地域情報ポータルサイトの運営や、旅行企画商品、地域特産品および業務用食材のｅコマースを中心とした「メディア事業」および郵便発送代行事業の「その他の事業」をおこなっております。

①メディア事業

プリントメディア事業

原則地方自治体単位で、50音別電話帳『テレパル５０』を広告媒体として企画・発行しております。また、パブリック・プライベート・パートナーシップの理念に則り、地方自治体との官民協働事業として、行政情報の提供を目的とした行政情報誌『わが街事典』をはじめとして、子育てガイドや健康情報誌等の行政情報誌を発行しております。

当社の子会社である株式会社サイネックス・ネットワークにおきましては、当社製品『テレパル５０』や『わが街事典』等の配布の他、外部受託によるチラシ等のポスティングをおこなっております。

ＩＴメディア事業

官民協働により、地域の暮らしや観光情報を発信する地域情報サイト『ＣｉｔｙＤＯ！』の運営をおこない、インターネット上の広告媒体を提供するほか、ヤフー株式会社との販売提携による広告の販売をおこなっております。また、地方自治体のふるさと納税を支援するため、ふるさと納税情報提供サイト『わが街ふるさと納税』の運営や、地方自治体のふるさと納税制度の一括業務代行をおこなっております。

当社の子会社である株式会社サイネックス・ネットワークにおきましては、『楽たび』等の旅行業サイトにおいて旅行企画商品の販売や、『わが街とくさんネット』において地域特産品の販売、『食彩ネット』において業務用食材の販売をおこなっております。

②その他の事業

子会社株式会社エルネットにおいて、郵便発送代行事業をおこなっております。

(6) 主要な営業所および工場（平成28年３月31日現在）

名称		所在地
当社	本店	大阪市中央区
	東京本部	東京都千代田区
	北日本営業部	仙台市太白区
	関東・信越営業部	栃木県宇都宮市
	首都圏営業部	さいたま市大宮区
	中部・北陸営業部	三重県松阪市
	関西営業部	大阪市中央区
	中国営業部	広島市安佐南区
	九州営業部	福岡市博多区
	製作本部	三重県松阪市
株式会社サイネックス・ネットワーク（子会社）	本店	大阪市中央区
株式会社エルネット（子会社）	本店	大阪市西区

(7) 使用人の状況（平成28年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
メディア事業	733（21）名	＋33（＋3）名
その他の事業	3（－）	＋3（－）
全社（共通）	25（2）	△2（0）
合計	761（23）	＋34（＋3）

（注）１．使用人数は就業人員であり、常用パートを含んでおります。
２．使用人数の（外書）は、臨時使用人数（パートタイマー、派遣社員を含み、常用パートは除いております。）の当連結会計年度中の平均雇用人数であります。
３．全社（共通）として記載されている使用人数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
736（22）名	＋33（＋2）名	37歳５ヶ月	９年８ヶ月

（注）１．使用人数は就業人員であり、常用パートを含んでおります。
２．使用人数の（外書）は、臨時使用人数（パートタイマー、派遣社員を含み、常用パートは除いております。）の当事業年度中の平均雇用人数であります。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	200,000千円
株式会社みずほ銀行	75,000
三重信用金庫	50,000
株式会社第三銀行	25,000

2．会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　22,000,000株
② 発行済株式の総数　6,470,660株
③ 株主数　1,933名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社富士総研	1,210千株	23.6%
ヤフー株式会社	648	12.7
村田吉優	610	11.9
サイネックス従業員持株会	508	9.9
サイネックス共栄会	183	3.6
株式会社三井住友銀行	150	2.9
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	108	2.1
久保田貴幸	106	2.1
有限会社サンヨー	100	2.0
株式会社ウイルコホールディングス	90	1.8

（注）１．当社は、自己株式を1,348,736株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は、資本効率の向上をはかるとともに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的として、平成27年９月24日開催の取締役会決議に基づき、平成27年９月25日から平成27年10月23日までの間に、公開買付けにより409,000株（発行済株式総数に対する割合6.32%）の自己株式を総額399百万円で取得いたしました。

(2) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成28年３月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	村田吉優	株式会社富士総研代表取締役 株式会社サイネックス・ネットワーク取締役会長 株式会社エルネット取締役会長
取締役	西田正彦	専務執行役員製作本部長兼工場総務部長
取締役	濵口護也	常務執行役員業務本部長兼総務部長
取締役	塩野勝	常務執行役員企画開発本部長兼営業促進部長 株式会社エルネット代表取締役社長
取締役	浅田秀樹	常務執行役員経営企画・システム開発・関係会社担当 兼営業統括本部Ｗｅｂメディア営業部長 株式会社サイネックス・ネットワーク代表取締役社長
取締役	山田大輔	ヤフー株式会社マーケティングソリューションズカンパニーエリア・オンライン営業本部西日本営業部部長
取締役	藤沢久美	株式会社ソフィアバンク代表取締役
常勤監査役	野田弘一	
監査役	福西哲男	
監査役	橋本博久	
監査役	井ノ口輔胖	ＨＩＲＯコンサルティング代表

（注）１．取締役藤沢久美氏は、社外取締役であります。
２．監査役野田弘一氏、監査役橋本博久氏および監査役井ノ口輔胖氏は、社外監査役であります。
３．監査役野田弘一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．当社は、取締役藤沢久美氏、監査役野田弘一氏、監査役橋本博久氏および監査役井ノ口輔胖氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
５．平成27年６月26日開催の第50回定時株主総会終結の時をもって取締役久保彰芳氏、取締役下岡登氏および取締役渡邉幸一氏は任期満了により退任いたしました。なお、当事業年度中において監査役の異動はありません。
６．当事業年度中の重要な兼職の異動は次のとおりであります。

（1）代表取締役社長村田吉優氏は、平成27年10月１日付で株式会社サイネックス・ネットワークおよび株式会社エルネットの取締役会長に就任いたしました。
（2）取締役塩野勝氏は、平成27年10月１日付で株式会社エルネットの代表取締役社長に就任いたしました。
（3）取締役浅田秀樹氏は、平成27年10月１日付で株式会社サイネックス・ネットワークの代表取締役社長に就任いたしました。

7．平成27年６月26日付にて、取締役の役職を、次のとおり変更いたしました。

氏　　名	新　　役　　職	旧　　役　　職
浅　田　秀　樹	取締役執行役員 経営企画・システム開発 ・関係会社担当兼営業統括本部 Ｗｅｂメディア営業部長	取締役執行役員 経営企画・システム開発 ・関係会社担当
山　田　大　輔	取締役	取締役ＩＴ事業営業本部 Ｗｅｂメディア営業部副部長

8．平成27年12月14日付にて、取締役の役職を、次のとおり変更いたしました。

氏　　名	新　　役　　職	旧　　役　　職
浅　田　秀　樹	取締役常務執行役員 経営企画・システム開発 ・関係会社担当兼営業統括本部 Ｗｅｂメディア営業部長	取締役執行役員 経営企画・システム開発 ・関係会社担当兼営業統括本部 Ｗｅｂメディア営業部長

9．取締役を兼務していない執行役員は次のとおりであります。

地　　位	氏　　名	役　職　お　よ　び　担　当
常務執行役員	下　岡　　登	営業統括本部長兼西日本営業本部長
常務執行役員	鈴　木　　健	経営企画担当
執　行　役　員	寺　田　正　樹	東京本部担当

10．平成28年４月１日付にて、取締役および執行役員の役職を、次のとおり変更いたしました。

氏　　名	新　　役　　職	旧　　役　　職
塩　野　　勝	取締役常務執行役員 企画開発本部長 兼地域ソリューション企画部長	取締役常務執行役員 企画開発本部長 兼営業促進部長
浅　田　秀　樹	取締役常務執行役員 システム開発担当 兼営業統括本部 地域イノベーション事業本部長	取締役常務執行役員 経営企画・システム開発 ・関係会社担当兼営業統括本部 Ｗｅｂメディア営業部長
下　岡　　登	常務執行役員営業統括本部長	常務執行役員営業統括本部長 兼西日本営業本部長

11. 平成28年４月１日付にて、次のとおり執行役員を新たに選任いたしました。

地位	氏名	役職および担当
執行役員	遠藤 秀信	営業統括本部 東日本営業本部長代行副本部長
執行役員	雲林院 英幸	営業統括本部 西日本営業本部長代行副本部長 兼関西営業部長
執行役員	小阪 修一	製作本部副本部長兼生産企画部長
執行役員	村田 昭弘	業務本部副本部長兼経理部長

12. 平成28年４月１日付にて、取締役山田大輔氏のヤフー株式会社における役職が、次のとおり変更されました。

氏名	新役職	旧役職
山田 大輔	マーケティングソリューションズ カンパニーエリア・オンライン営業 本部営業企画部兼西日本営業部部長	マーケティングソリューションズ カンパニーエリア・オンライン営業 本部西日本営業部部長

13. 平成28年５月16日付にて、取締役および執行役員の役職を、次のとおり変更いたしました。

氏名	新役職	旧役職
濵口 護也	取締役常務執行役員 経営管理本部長代行副本部長 兼総務部長	取締役常務執行役員 業務本部長兼総務部長
鈴木 健	常務執行役員経営管理本部長	常務執行役員経営企画担当
村田 昭弘	執行役員経営管理本部副本部長 兼経理部長	執行役員業務本部副本部長 兼経理部長

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項各号に定める金額の合計額であります。

③　取締役および監査役の報酬等の総額

区　　分	人　　数	報酬等の総額	摘　　要
取　締　役	9名	79,941千円	うち社外役員４名 11,175千円
監　査　役	4	9,975	
合　　計	13	89,916	

（注）１．使用人兼務取締役はおりません。

２．取締役の報酬限度額は、平成３年６月26日開催の第26回定時株主総会において年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

３．監査役の報酬限度額は、平成３年６月26日開催の第26回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。

４．上記には、平成27年６月26日開催の第50回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役３名（うち社外取締役０名）を含んでおります。また、当事業年度における取締役の人数は、同総会において再任された７名（うち社外取締役１名）および同総会終結の時をもって退任した取締役３名を合わせて10名ですが、無報酬の取締役が１名（うち社外取締役０名）就任しているため、上記の９名となっております。

５．上記の報酬等の総額には、当事業年度に係る役員退職慰労金に対する引当金繰入額（取締役８名に対し5,043千円、監査役１名（うち社外監査役１名）に対し375千円）が含まれております。

６．上記のほか、平成27年６月26日開催の第50回定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金支給額は次のとおりであります。

取　締　役　３名（うち社外取締役０名）　13,159千円

（上記金額には、上記５．の取締役分450千円、過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額、取締役分12,708千円が含まれております。）

④　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

・取締役藤沢久美氏は、株式会社ソフィアバンクの代表取締役であります。同社と当社の間には、重要な取引その他の関係はありません。

・監査役井ノ口輔胖氏は、ＨＩＲＯコンサルティングの代表であります。当社と兼職先との間には、重要な取引その他の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

氏　名	出　席　状　況	発　言　状　況
藤　沢　久　美 （社　外　取　締　役）	取締役会　71% （14回中10回）	日本初の投資信託評価会社を起業し、また、公職も歴任されており、経営陣から独立した立場で、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただいております。
野　田　弘　一 （社　外　監　査　役）	取締役会 100% （14回中14回） 監査役会 100% （15回中15回）	公認会計士の資格を有しており、主に会計的な側面から指導・助言をいただいております。
橋　本　博　久 （社　外　監　査　役）	取締役会　93% （14回中13回） 監査役会 100% （15回中15回）	金融機関や一般事業会社においてビジネス経験を有しており、役員として経営に関与したこともあることから、主に企業実務面から指導・助言をいただいております。
井ノ口　輔　胖 （社　外　監　査　役）	取締役会　93% （14回中13回） 監査役会 100% （15回中15回）	長年にわたり地方行政に携わり、豊富な経験と見識や、行政書士としての専門知識も有していることから、主に企業実務面から指導・助言をいただいております。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が１回ありました。

(3) 会計監査人の状況

①　名称　　新日本有限責任監査法人

②　報酬等の額

区　分	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	25,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証をおこなったうえで、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第１項の同意をいたしました。

③　会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

④　会計監査人が過去２年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

イ．処分対象者

新日本有限責任監査法人

ロ．処分内容

平成28年１月１日から平成28年３月31日までの３ヶ月間の契約の新規の締結に関する業務の停止および業務改善命令

ハ．処分理由

同監査法人所属の公認会計士らが、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

監査法人の運営が著しく不当と認められた。

(4) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①　当社および子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という）の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ．当社グループを存続させていく上で、コンプライアンスの遵守を経営上の最重要課題と位置付け、コンプライアンス・マニュアル等の規程を制定し、取締役および使用人が遵守する体制を整備する。

ロ．コンプライアンスの実効性を確保するため、コンプライアンス責任者を任命してコンプライアンス推進委員会を所管させ、当社グループにおけるコンプライアンス意識の向上をはかる。

ハ．当社グループにおける財務報告の信頼性確保のため、内部統制システムおよびその運用の有効性を評価する体制の整備を適切に進めていく。

ニ．当社グループにおける法令違反や、社内不正などに関する相談・通報を受け付ける社内窓口を設置する。

ホ．当社グループにおける業務執行の実施状況を点検・監視し、不備な点があれば自律的に改善するため、組織体内の独立的な機能として、代表取締役社長直属の内部監査室を設ける。

ヘ．当社グループは、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、団体に対しては、毅然とした態度で対処し、あらゆる関係を持たないことを基本方針とし、当該方針に基づき企業行動憲章や役職員行動規範等を策定し、社内への周知徹底をはかる。また、事故発生時には、所轄の警察署等関係行政機関や、法律の専門家と連携して、速やかな対処をおこなう。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

イ．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理については、法令や文書管理規程等の社内規程に基づきおこなう。

ロ．取締役の職務の執行にともない取得する個人情報については、個人情報保護方針を定め、個人情報保護遵守に努める。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．当社グループの事業を取り巻く損失の危険に対して、課題の抽出・把握、対応策の検討ならびに全社への情報伝達など、リスク発生時に迅速で適切な対応をおこなう組織を構築するため、当社グループにおけるリスクマネジメントに関する基本的事項を定めたリスクマネジメント基本規程を制定する。

ロ．リスクマネジメント基本規程に基づき、当社グループの全社的なリスクマネジメント推進に関わる課題・対応策を協議・承認する組織として、リスクマネジメント委員会を設置する。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

イ．当社グループは、取締役会において、経営の基本方針や会社法等法令・社内規程に定める重要事項を決定し、業務執行状況が法令・定款等に違反していないか監督する。

ロ．当社グループは、各業務部門の機能分担と責任を業務分掌規程と職務権限規程により明確にし、業務執行における意思決定を、稟議規程に基づき適正かつ効率的におこなう。

ハ．当社は、業務の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離するため、執行役員制度を採用し、執行役員は、代表取締役社長の指揮の下、取締役会で決定する基本方針に基づき業務執行を担う。

⑤　当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

イ．当社グループの経営基本方針、重要事項の決定は、社内規程に基づき当社取締役会の決議によりおこなう。

ロ．当社グループの業務の適正を確保するため、子会社担当執行役員は、社内規程に基づき子会社業務全般を統括する。

ハ．当社グループの経営管理状態を定期的に調査するため、子会社に対し、経営管理に関する支援および指導をおこなう。

ニ．内部監査室は、グループ全体の経営目標の達成の観点から、子会社の内部監査をおこなう。

ホ．子会社担当執行役員は、関係会社管理規程に基づき、経営上重要な事項について、取締役会に報告をおこなう。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

イ．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、人事担当執行役員は監査役と協議し、使用人を配置するものとする。

ロ．監査役の職務の補助にあたる使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の人事評価・異動については、監査役の同意を必要とする。

ハ．監査役の職務の補助にあたる使用人は、専ら監査役の指揮命令に従うものとする。

⑦　取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

イ．当社および子会社の取締役、使用人および子会社の監査役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令等に従いただちに当社の監査役に報告する。

ロ．当社の常勤監査役を当社グループの社内通報制度の担当窓口とする。

ハ．監査役に報告をおこなった者に対して、当該報告をおこなったことを理由として、いかなる不利益な取扱いもおこなわないものとする。

⑧　その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

イ．監査役は、取締役会に出席するほか、重要な会議等への出席もしくは議事録等の閲覧を求めることができるとともに、当社および子会社の業務執行上重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に説明を求めることができる体制を整える。

ロ．内部監査室は、監査役会に対し、内部監査の実施状況、結果について報告をおこなう。

ハ．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用を支払い、または債務を処理するものとする。

(5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

① コンプライアンス体制

コンプライアンス・マニュアル等の規程を整備し、社内グループウェアで公開し、取締役および使用人が遵守する体制を整備するとともに、コンプライアンス推進委員会を定期的に開催し、コンプライアンスに関する課題の抽出、習熟度合の確認等おこなっております。

また、財務報告の信頼性を確保するため、当社グループの内部統制システムおよびその運用の有効性を代表取締役社長直属の内部監査室が評価しております。

当社グループにおける法令違反や、社内不正などに関する相談・通報を受け付ける社内窓口を常勤監査役に委嘱し、社内通報制度を設けております。

反社会的勢力との関係を遮断するため、新規取引先については、反社チェックをおこなうとともに、取引契約において、反社会的勢力との関係が明らかになった場合は、契約を解除する旨規定しております。

② 情報の保存および管理体制

職務上重要な文書は文書管理規程に基づき、適切に管理をおこない、その管理状況について、監査役および内部監査室による定期的な監査を受けております。

また、個人情報については、個人情報保護方針を定め、全社員に周知するとともに、個人情報保護規程等を制定し、個人情報の適切な取得、利用、管理をおこなうとともに、個人情報の漏洩、滅失またはき損等の障害発生時には、迅速に対応できる体制を構築しております。

③ リスクマネジメント体制

当社グループにおけるリスクマネジメントに関する基本的事項を定めたリスクマネジメント基本規程を制定し、同規程に基づくリスクマネジメント委員会を定期的に開催しております。

④ 取締役の職務の執行体制

取締役会において、経営の基本方針や法令・社内規程等に定める重要事項を決定し、また、代表取締役社長、執行役員の業務執行状況が法令・定款等に違反していないか監督しております。

各業務部門の機能分担と責任を業務分掌規程と職務権限規程により明確にし、業務執行における意思決定を稟議規程に基づき、適切におこなっております。

⑤　当社グループの業務の適正を確保するための体制

当社グループの経営基本方針、重要事項の決定は、当社取締役会において決議するとともに、担当の執行役員が業務全般を統括し、適宜当社取締役会に報告をおこなっております。

⑥　監査役の監査体制

監査役は、取締役会や重要な会議に出席もしくは議事録の閲覧をおこなうとともに、当社および子会社の稟議書等業務執行上重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役や部門長に説明を求めております。

本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	5,058,987	流動負債	2,620,867
現金及び預金	3,151,777	買掛金	717,717
受取手形及び売掛金	1,408,013	短期借入金	350,000
有価証券	30,020	未払法人税等	111,386
製品	77,779	未払消費税等	66,643
仕掛品	63,745	賞与引当金	159,089
原材料及び貯蔵品	19,079	前受金	742,399
繰延税金資産	72,788	その他	473,631
未収入金	186,648	固定負債	1,369,324
その他	59,627	役員退職慰労引当金	81,868
貸倒引当金	△10,492	退職給付に係る負債	1,286,455
固定資産	3,891,828	その他	1,000
有形固定資産	1,444,293	負債合計	3,990,191
建物及び構築物	345,044	（純資産の部）	
機械装置及び運搬具	418,832	株主資本	4,988,147
土地	639,761	資本金	750,000
リース資産	2,502	資本剰余金	552,095
その他	38,153	利益剰余金	4,362,998
無形固定資産	376,999	自己株式	△676,947
のれん	251,917	その他の包括利益累計額	△27,522
その他	125,081	その他有価証券評価差額金	8,670
投資その他の資産	2,070,535	退職給付に係る調整累計額	△36,193
投資有価証券	630,298	非支配株主持分	－
長期貸付金	8,723	純資産合計	4,960,624
繰延税金資産	395,967		
保険積立金	497,201		
敷金及び保証金	350,765		
その他	201,207		
貸倒引当金	△13,627		
資産合計	8,950,816	負債・純資産合計	8,950,816

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**11,909,159**
売上原価		**5,553,962**
売上総利益		**6,355,197**
販売費及び一般管理費		5,698,286
営業利益		**656,910**
営業外収益		
受取利息及び配当金	11,937	
受取家賃	20,302	
貸倒引当金戻入額	8,172	
その他	18,132	58,544
営業外費用		
支払利息	5,266	
複合金融商品評価損	18,850	
為替差損	22,039	
自己株式取得費用	21,992	
その他	1,736	69,885
経常利益		**645,569**
特別利益		
固定資産売却益	8,731	
投資有価証券売却益	6,667	15,398
特別損失		
固定資産除却損	1,124	
投資有価証券評価損	279	1,404
税金等調整前当期純利益		**659,564**
法人税、住民税及び事業税	243,489	
法人税等調整額	17,709	261,198
当期純利益		**398,365**
非支配株主に帰属する当期純利益		－
親会社株主に帰属する当期純利益		**398,365**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年４月１日　残高	750,000	552,095	4,019,942	△277,354	5,044,684
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△55,309		△55,309
親会社株主に帰属する当期純利益			398,365		398,365
自己株式の取得				△399,593	△399,593
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	343,056	△399,593	△56,536
平成28年３月31日　残高	750,000	552,095	4,362,998	△676,947	4,988,147

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
平成27年４月１日　残高	10,124	△69,997	△59,872	－	4,984,811
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△55,309
親会社株主に帰属する当期純利益					398,365
自己株式の取得					△399,593
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△1,453	33,803	32,350	－	32,350
連結会計年度中の変動額合計	△1,453	33,803	32,350	－	△24,186
平成28年３月31日　残高	8,670	△36,193	△27,522	－	4,960,624

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数　　２社

② 連結子会社の名称

株式会社サイネックス・ネットワーク

株式会社エルネット

③ 連結の範囲の変更

株式会社エルネットは平成27年10月１日付で全株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券の評価基準及び評価方法

・その他有価証券

時価のあるもの　　連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの　　移動平均法による原価法

ロ．デリバティブの評価基準及び評価方法

・デリバティブ　　時価法

ハ．たな卸資産の評価基準及び評価方法

・製品、仕掛品、原材料　　総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

・貯蔵品　　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 固定資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	３年～58年
機械装置及び運搬具	２年～10年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（３～５年）に基づく定額法によっております。

ハ．リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ．役員退職慰労引当金

当社の役員の退職慰労金の支払に備えるため、規程に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

④　その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ．退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ロ．消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(5) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、５～15年間の定額法により償却を行っております。

(6) 追加情報

（法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前連結会計年度の計算において使用した32.21％から平成28年４月１日に開始する連結会計年度及び平成29年４月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.81％に、平成30年４月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.58％となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は24,431千円減少し、法人税等調整額が23,786千円、その他有価証券評価差額金が203千円、それぞれ増加し、退職給付に係る調整累計額が848千円減少しております。

２．会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(4)、連結会計基準第44－５項(4)及び事業分離等会計基準第57－４項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ5,268千円減少しております。

また、当連結会計年度の１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額はそれぞれ、1.03円及び0.98円減少しております。

３．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及びこれに対応する債務

① 担保に供している資産

建物	249,369千円
土地	347,783千円
計	597,153千円

② 上記に対応する債務

短期借入金	250,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　1,955,951千円

４．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	6,470,660株	－株	－株	6,470,660株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年６月26日定時株主総会	普通株式	55,309	10	平成27年３月31日	平成27年６月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年６月29日定時株主総会	普通株式	51,219	利益剰余金	10	平成28年３月31日	平成28年６月30日

(3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の数

該当事項はありません。

５．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で余資運用しております。運転資金については、主に自己資金で賄っておりますが、必要に応じて金融機関からの借入により短期的な資金調達をしております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券は主として株式と債券（社債）であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）であり、長期借入金はありません。なお、デリバティブ取引は内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額（千円）(*)	時価（千円）(*)	差額（千円）
(1) 現金及び預金	3,151,777	3,151,777	－
(2) 受取手形及び売掛金	1,408,013	1,408,013	－
(3) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	647,788	647,788	－
(4) 買掛金	(717,717)	(717,717)	－
(5) 短期借入金	(350,000)	(350,000)	－

(*) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注) １．金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所又は取引金融機関から提示された価格によっております。なお、有価証券及び投資有価証券はその他有価証券として保有しております。

(4) 買掛金、並びに(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

２．非上場株式等（連結貸借対照表計上額12,529千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

６．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　　968円51銭

(2) １株当たり当期純利益　　74円03銭

貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**4,463,669**	**流動負債**	**2,218,653**
現金及び預金	2,873,559	買掛金	403,885
受取手形	195	短期借入金	350,000
売掛金	1,102,503	未払金	304,575
有価証券	30,020	未払費用	162,359
製品	77,779	未払法人税等	100,756
仕掛品	63,745	未払消費税等	57,319
原材料及び貯蔵品	16,578	前受金	662,443
前払費用	46,087	預り金	22,524
繰延税金資産	72,788	賞与引当金	153,913
未収入金	187,217	その他	876
その他	3,662	**固定負債**	**1,305,494**
貸倒引当金	△10,469	退職給付引当金	1,223,625
固定資産	**4,014,123**	役員退職慰労引当金	81,868
有形固定資産	**1,441,443**	**負債合計**	**3,524,148**
建物	341,395	**（純資産の部）**	
構築物	3,085	**株主資本**	**4,944,973**
機械及び装置	414,394	**資本金**	**750,000**
車両運搬具	4,438	**資本剰余金**	**552,095**
工具、器具及び備品	35,866	資本準備金	552,095
土地	639,761	**利益剰余金**	**4,319,825**
リース資産	2,502	利益準備金	20,890
無形固定資産	**114,749**	その他利益剰余金	4,298,934
ソフトウェア	87,136	特別償却準備金	5,114
ソフトウェア仮勘定	27,330	別途積立金	3,712,720
のれん	283	繰越利益剰余金	581,099
投資その他の資産	**2,457,930**	**自己株式**	**△676,947**
投資有価証券	630,298	**評価・換算差額等**	**8,670**
関係会社株式	447,614	その他有価証券評価差額金	8,670
出資金	8,050		
長期貸付金	8,723		
長期前払費用	168,566		
繰延税金資産	380,043		
保険積立金	497,201		
敷金及び保証金	321,302		
その他	9,757		
貸倒引当金	△13,627		
資産合計	**8,477,792**	**負債・純資産合計**	**8,477,792**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**8,995,865**
売上原価		**3,009,058**
売上総利益		**5,986,806**
販売費及び一般管理費		5,373,760
営業利益		**613,045**
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,139	
有価証券利息	8,206	
受取家賃	20,994	
貸倒引当金戻入額	6,845	
その他	20,437	60,623
営業外費用		
支払利息	5,266	
複合金融商品評価損	18,850	
為替差損	22,039	
自己株式取得費用	21,992	
その他	1,736	69,885
経常利益		**603,784**
特別利益		
固定資産売却益	8,731	
投資有価証券売却益	6,667	15,398
特別損失		
固定資産除却損	1,124	
投資有価証券評価損	279	1,404
税引前当期純利益		**617,778**
法人税、住民税及び事業税	232,097	
法人税等調整額	17,709	249,806
当期純利益		**367,972**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成27年４月１日　残高	750,000	552,095	552,095	20,890	7,486	3,312,720	666,064	4,007,161	△277,354	5,031,903
事業年度中の変動額										
特別償却準備金の取崩					△2,372		2,372	－		－
別途積立金の積立						400,000	△400,000	－		－
剰余金の配当							△55,309	△55,309		△55,309
当期純利益							367,972	367,972		367,972
自己株式の取得									△399,593	△399,593
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△2,372	400,000	△84,964	312,663	△399,593	△86,929
平成28年３月31日　残高	750,000	552,095	552,095	20,890	5,114	3,712,720	581,099	4,319,825	△676,947	4,944,973

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成27年４月１日　残高	10,124	10,124	5,042,028
事業年度中の変動額			
特別償却準備金の取崩			－
別途積立金の積立			－
剰余金の配当			△55,309
当期純利益			367,972
自己株式の取得			△399,593
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△1,453	△1,453	△1,453
事業年度中の変動額合計	△1,453	△1,453	△88,383
平成28年３月31日　残高	8,670	8,670	4,953,644

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ．子会社株式及び関連会社株式　　移動平均法による原価法

ロ．その他有価証券

時価のあるもの　　事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの　　移動平均法による原価法

② デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ　　時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

イ．製品、仕掛品、原材料　　総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

ロ．貯蔵品　　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　３年～58年

機械及び装置　　４年～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく事業年度末要支給額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

２．会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(4)及び事業分離等会計基準第57－４項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる計算書類に与える影響はありません。

３．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及びこれに対応する債務

① 担保に供している資産

建　　物	249,369千円
土　　地	347,783千円
計	597,153千円

② 上記に対応する債務

短期借入金	250,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額……1,953,652千円

(3) 保証債務

連結子会社株式会社エルネットの日本郵便株式会社に対する後納郵便料金等の支払債務に対し、保証債務を行っております。

日本郵便株式会社……保証限度額　500,000千円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権……2,731千円

短期金銭債務……71,216千円

４．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益……4,625千円

営業費用……484,365千円

営業取引以外の取引……3,510千円

５．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	939,736株	409,000株	－	1,348,736株

（注）自己株式数の増加409,000株は、平成27年９月24日取締役会決議による自己株式の取得であります。

６．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	8,246千円
賞与引当金超過額	47,420千円
投資有価証券評価損	29,421千円
退職給付引当金超過額	374,184千円
役員退職慰労引当金超過額	25,035千円
会員権評価損	12,109千円
貸倒引当金超過額	7,392千円
減損損失	44,580千円
その他	15,789千円
繰延税金資産小計	564,181千円
評価性引当額	△105,251千円
繰延税金資産合計	458,929千円
繰延税金負債	
特別償却準備金	△2,277千円
その他有価証券評価差額金	△3,819千円
繰延税金負債合計	△6,096千円
繰延税金資産の純額	452,832千円

追加情報

（法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した32.21％から平成28年４月１日に開始する事業年度及び平成29年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.81％に、平成30年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.58％となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は23,582千円減少し、法人税等調整額が23,786千円、その他有価証券評価差額金が203千円、それぞれ増加しております。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　　967円15銭

(2) １株当たり当期純利益　　68円38銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月13日

株式会社サイネックス
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　佐々木　健　次　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中　尾　志　都　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社サイネックスの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サイネックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月13日

株式会社サイネックス
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　佐々木　健　次　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中　尾　志　都　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社サイネックスの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月16日

株式会社サイネックス　監査役会

常勤監査役　野　田　弘　一　㊞

監　査　役　福　西　哲　男　㊞

監　査　役　橋　本　博　久　㊞

監　査　役　井ノ口　輔　胖　㊞

（注）監査役野田弘一、橋本博久及び井ノ口輔胖は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

配当につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定かつ継続して実施していくことを基本方針としております。第51期の期末配当は、当社基本方針に基づき、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

（１）配当財産の種類

金銭といたします。

（２）配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金10円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は51,219,240円となります。

（３）剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年６月30日といたしたいと存じます。

２．その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の積極的な事業展開に備えるとともに、経営体質の強化をはかるため、以下のとおりといたしたいと存じます。

（１）減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金　　300,000,000円

（２）増加する剰余金の項目とその額

別途積立金　　300,000,000円

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

（１）当社事業の現状に即し、事業内容の明確化をはかるとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第２条につきまして事業内容を追加するものであります。また、目的の一部追加に伴い号数を繰り下げるものであります。

（２）当社は、企業価値の向上をはかる観点から、議決権を有する監査等委員である取締役を取締役会に迎えることで、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンス体制を一層充実させ

ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等をおこなうものであります。

（３）機動的な資本政策および配当政策をはかるため、会社法第459条第１項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議によりおこなうことを可能とする規定を新設するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款規定を削除するものであります。

（４）上記条文の新設、削除および変更に伴う条数の変更のほか、その他所要の変更をおこなうものであります。

なお、本議案における定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第１章　総　則	第１章　総　則
第１条　（条文省略）	第１条　（現行のとおり）
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 （１）～（22）　（条文省略） （新設） （新設） （23）　（条文省略）	（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 （１）～（22）　（現行のとおり） （23）事務代行業務 （24）郵便物等の発送代行業務 （25）　（現行のとおり）
第３条　（条文省略）	第３条　（現行のとおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（機関） 第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査役 （３）監査役会 （４）会計監査人	（機関） 第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査等委員会 （削除） （３）会計監査人
第５条　（条文省略）	第５条　（現行のとおり）
第２章　株　式	第２章　株　式
第６条　（条文省略）	第６条　（現行のとおり）
（自己の株式の取得） 第７条　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。	（削除）
第８条～第11条　（条文省略）	第７条～第10条　（現行のとおり）
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第12条～第18条　（条文省略）	第11条～第17条　（現行のとおり）
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
（員数） 第19条　当会社の、取締役は10名以内とする。	（員数） 第18条　当会社の、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内とする。 ２．当会社の、監査等委員である取締役は５名以内とする。
（新設）	

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（選任） 第20条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。	（選任） 第19条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
２．～３．　（条文省略）	２．～３．　（現行のとおり）
（新設）	４．当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
（新設）	５．前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
（任期） 第21条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（任期） 第20条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２．増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	３．任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
第22条～第23条　（条文省略）	第21条～第22条　（現行のとおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対し、会日の３日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。 ２．取締役及び監査役の全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	（取締役会の招集通知） 第23条　取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の３日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。 ２．取締役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
第25条　（条文省略）	第24条　（現行のとおり）
（新設）	（重要な業務執行の決定の取締役への委任） 第25条　取締役会は、会社法第399条の13第６項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
（報酬等） 第26条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第26条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
第27条　（条文省略）	第27条　（現行のとおり）
第５章　監査役及び監査役会	（削除）
（員数） 第28条　当会社の、監査役は５名以内とする。	（削除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（選任） 第29条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）
（任期） 第30条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２．任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削除）
（常勤の監査役） 第31条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（削除）
（監査役会の招集通知） 第32条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。 ２．監査役の全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	（削除）
（報酬等） 第33条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（監査役の責任免除） 第34条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第１項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（削除）
（新設）	第５章　監査等委員会
（新設）	（監査等委員会の招集通知） 第28条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の３日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。 ２．監査等委員全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
第35条～第36条　（条文省略）	第29条～第30条　（現行のとおり）
（報酬等） 第37条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	（報酬等） 第31条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第７章　計　算	第７章　計　算
第38条　（条文省略）	第32条　（現行のとおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新設）	（剰余金の配当等の決定機関） 第33条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。
（新設）	（剰余金の配当の基準日） 第34条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。 ２．当会社の中間配当の基準日は、毎年９月30日とする。 ３．前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
（期末配当及び基準日） 第39条　当会社は、毎年３月31日を基準日として、定時株主総会の決議によって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。	（削除）
（中間配当及び基準日） 第40条　当会社は、毎年９月30日を基準日として、取締役会の決議によって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。	（削除）
第41条　（条文省略）	第35条　（現行のとおり）
（新設）	附　則
（新設）	（監査役の責任免除に関する経過措置） 第１条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、第51回定時株主総会終結前の行為に関する同法第423条第１項の監査役であった者の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（７名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了により退任となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	村田吉優（むらたよしまさ） （昭和25年８月11日）	昭和53年10月　当社入社 昭和56年８月　当社取締役 平成２年６月　当社代表取締役副社長 平成９年３月　当社代表取締役社長（現任） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社富士総研代表取締役 株式会社サイネックス・ネットワーク取締役会長 株式会社エルネット取締役会長	610,260株
2	西田正彦（にしだまさひこ） （昭和33年３月30日）	昭和56年10月　当社入社 平成14年４月　当社製作本部副本部長 平成16年４月　当社社長室長 平成16年６月　当社執行役員 平成17年４月　当社製作本部長（現任） 平成17年６月　当社取締役（現任） 平成18年４月　当社常務執行役員 平成20年４月　当社経営企画室長 平成22年４月　当社製作本部工場総務部長（現任） 平成23年４月　当社経営企画担当 平成27年４月　当社専務執行役員（現任）	19,300株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
3	濵口（はまぐち） 護也（もりや） （昭和31年２月10日）	昭和62年４月　当社入社 平成13年４月　当社業務本部長 平成15年６月　当社取締役（現任） 平成16年６月　当社執行役員 平成18年４月　当社常務執行役員（現任） 平成19年１月　当社業務本部経理部長 平成23年４月　当社業務本部総務部長 平成28年５月　当社経営管理本部長代行副本部長兼総務部長（現任）	29,300株
4	塩野（しおの） 勝（まさる） （昭和28年10月31日）	平成９年９月　当社入社 平成18年４月　当社業務本部営業推進部長 平成20年４月　当社執行役員営業推進統括部長兼官民協働事業推進室長 平成21年６月　当社取締役（現任） 平成24年４月　当社企画開発本部長（現任） 平成25年４月　当社常務執行役員（現任） 平成27年４月　当社企画開発本部営業促進部長 平成28年４月　当社企画開発本部地域ソリューション企画部長（現任） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社エルネット代表取締役社長	5,500株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
5	浅田秀樹 （昭和31年７月22日）	平成14年１月　当社入社 平成18年４月　当社社長室担当部長 平成22年４月　当社営業推進本部営業促進部長兼経営企画室担当部長 平成22年５月　当社執行役員 平成23年４月　当社システム開発・関係会社担当 平成24年４月　当社企画開発本部長代理兼営業促進部長 平成25年６月　当社取締役（現任） 平成27年４月　当社経営企画担当 平成27年６月　当社営業統括本部Ｗｅｂメディア営業部長 平成27年12月　当社常務執行役員（現任） 平成28年４月　当社システム開発担当兼営業統括本部地域イノベーション事業本部長（現任） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社サイネックス・ネットワーク代表取締役社長	3,200株
6	山田大輔 （昭和52年３月６日）	平成20年４月　ヤフー株式会社入社 平成24年７月　同社マーケティングソリューションカンパニープロモーション広告本部西日本営業部長 平成25年４月　同社マーケティングソリューションカンパニーパートナー営業本部西日本営業部長 平成25年６月　当社取締役（現任）ＩＴ事業営業本部Ｗｅｂメディア営業部副部長 平成27年４月　ヤフー株式会社マーケティングソリューションズカンパニーエリア・オンライン営業本部西日本営業部部長 平成28年４月　同社マーケティングソリューションズカンパニーエリア・オンライン営業本部営業企画部兼西日本営業部部長（現任）	なし

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
7	※ 鈴木（すずき）　健（けん） （昭和38年１月８日）	昭和61年４月　株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 平成27年４月　当社入社 平成27年６月　当社執行役員 平成27年６月　当社経営企画担当 平成27年12月　当社常務執行役員（現任） 平成28年５月　当社経営管理本部長（現任）	なし

（注）１．※印は、新任の取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者であります。
２．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
３．当社は、山田大輔氏との間で会社法第427条の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項各号に定める金額の合計額であり、山田大輔氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	野田（のだ）　弘一（こういち） （昭和22年４月１日）	昭和44年４月　株式会社島津製作所入社 昭和48年４月　行政管理庁行政監察局入局 昭和50年４月　監査法人太田哲三事務所（現新日本有限責任監査法人）入所 昭和55年９月　公認会計士登録 平成13年５月　日本公認会計士協会理事 平成18年５月　新日本監査法人（現新日本有限責任監査法人）理事京都事務所長 平成22年８月　株式会社松風特別参与 平成26年６月　当社常勤監査役（現任）	なし

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
2	橋本博久 （昭和20年11月５日）	昭和39年４月　株式会社協和銀行（現株式会社りそな銀行）入行 平成11年６月　株式会社あさひ銀行（現株式会社りそな銀行）常勤監査役 平成13年６月　昭和リース株式会社常務取締役大阪支店長 平成15年６月　同社代表取締役専務大阪支店長 平成19年６月　株式会社ハークスレイ社外監査役（非常勤） 平成19年６月　アズワン株式会社社外監査役（非常勤） 平成25年６月　当社監査役（現任）	500株
3	井ノ口輔胖 （昭和20年６月16日）	昭和44年４月　三重県庁入庁 平成13年４月　三重県地域振興部長 平成17年２月　三重県商工会議所連合会専務理事 平成25年11月　行政書士資格取得 平成25年12月　ＨＩＲＯコンサルティング開設代表就任（現任） 平成26年６月　当社監査役（現任） 〔重要な兼職の状況〕 ＨＩＲＯコンサルティング代表	なし

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．候補者野田弘一氏、橋本博久氏および井ノ口輔胖氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、各氏が選任された場合は、改めて各氏を独立役員として届け出る予定です。

３．社外取締役候補者とした理由

（１）野田弘一氏は、過去において会社経営に直接関与しておりませんが、公認会計士として財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、また、会計監査業務における豊富な経験と幅広い識見も有していることから、主に会計的な側面から指導・助言をいただけると判断したものであります。

なお、同氏は、過去において当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人に所属しておりましたが、同氏が当社の会計監査業務その他の当社との取引に係る業務に一切関与したことがないこと、すでに同監査法人を６年前に退職し、以後同監査法人とは利害関係がないこと、さらに、同監査法人と関わりなく当社の意思において同氏を招聘していることから、経営に対する独立性に問題はなく、一般株主との利益相反を生じるおそれはないものと判断しております。

（２）橋本博久氏は、金融機関や一般事業会社においてビジネス経験を有しており、役員として経営に関与した経験もあることから、主に企業実務面における指導・助言をいただけると判断したものであります。

（３）井ノ口輔胖氏は、過去において会社経営に直接関与しておりませんが、長年にわたり地方行政に携わった豊富な経験と見識を有しており、行政書士としての専門知識も有していることから、当社グル

ープが官民協働事業を推進するなかで、主に企業実務面における指導・助言をいただけると判断したものであります。

4．当社は、野田弘一、橋本博久および井ノ口輔胖の各氏との間で、会社法第427条の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項各号に定める金額の合計額であり、各氏の選任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
梅村時博（うめむらときひろ） （昭和25年２月18日）	昭和48年４月　株式会社東芝入社 平成15年６月　東芝産業機器製造株式会社入社 平成21年４月　国立大学法人三重大学社会連携研究センター特任教授 平成25年４月　国立大学法人三重大学社会連携研究センター社会連携特任教授（現任） 平成25年６月　株式会社サイネックス・ネットワーク社外取締役（現任） 〔重要な兼職の状況〕 国立大学法人三重大学社会連携研究センター社会連携特任教授	なし

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．梅村時博氏は、補欠の社外取締役候補者であります。

３．梅村時博氏を補欠の社外取締役とした理由は、企業実務経験を有するとともに、学識経験も有しており、当社グループが官民協働事業を推進するなかで、経営事項の決定、業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断したためであります。

４．梅村時博氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第427条の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項各号に定める金額の合計額であります。

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成３年６月26日開催の第26回定時株主総会において、年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに監査等委員以外の取締役の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額および昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額150百万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、監査等委員以外の取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は７名でありますが、第２号議案および第３号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、７名となる予定です。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

第７号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額30百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第２号議案および第４号議案が原案どおり承認可決されますと３名となります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものとします。

以　上

株主総会会場ご案内図

三重県松阪市駅部田町101番地
当社製作本部会議室
電話　0598－26－1521（代表）

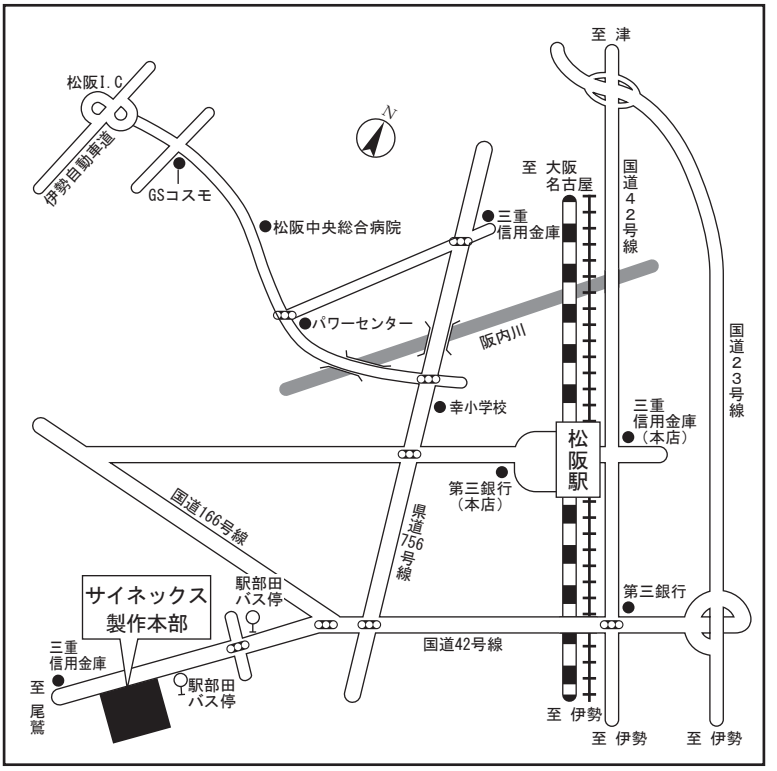

《交通のご案内》
近鉄山田線・ＪＲ紀勢本線松阪駅下車
三重交通バス松阪駅前乗場③番「パークタウン学園前」行き、または④番「大石」「シャープ正門前」行きにて約10分「駅部田」下車徒歩約３分